

資格取得に向けての注意事項

第一次検定合格者が2級電気工事施工管理技士の資格を取得するためには、電気工事の実務経験を積んで、受検資格を満たした上で第二次検定を受験し、合格しなければなりません。

令和3年度の制度改正により、第一次検定合格者には「2級電気工事施工管理技士補」の資格が付与されることとなり、第二次検定への受験にあたって、有効期間、受験回数の制約がなくなりました。

※令和2年度までの学科試験合格者には、有効期間内における連続2回の第二次検定を受検可能との制約があります。有効期間は、学科試験合格通知書に記載されています。

(1) 第二次検定の受検資格の概要

最終学歴 または 保有資格	実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
・大学 ・専門学校の高専士	卒業後1年以上	卒業後1年6ヶ月以上
・短期大学 ・5年制高等専門学校 ・専門学校の専士	卒業後2年以上	卒業後3年以上
・高等学校 ・専門学校の専門課程	卒業後3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
・その他(最終学歴問わず)	8年以上	
・第一種、第二種、第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者	1年以上	
・第二種電気工事士免状の交付を受けた者	1年以上	
・第一種電気工事士免状の交付を受けた者	実務経験年数は問いません	

受検資格を満たすための最終学歴、実務経験年数の考え方については
本財団ホームページにてご確認ください。

(2)実務経験の内容

- 受検資格を満たす実務経験は、電気工事に限られます。
- 電気工事の実務経験として認められる工事(代表例)は、次のとおりです。

発電設備工事・変電設備工事・送配電線工事(電力会社関係の電気工事)
照明設備工事(屋外照明、道路照明などの電気工事)
信号設備工事(交通信号、交通情報・制御・表示装置などの電気工事)
電車線工事(鉄道関係の電気工事)
ネオン装置工事
構内電気設備工事(建物、工場、トンネル、ダムなどにおける電気工事)

- ※上記は全て建設工事として実施された「電気工事」に限ります。機器の製造や設置は対象外です。
- ※電気工事に該当しないもの…例えば、電気通信、機器設置、プラント設備、空調衛生設備、熱絶縁、消防施設、ガス、上下水道、ゴミ処理施設などの工事は、受検資格を満たす実務経験ではありません。
- ※実務経験は、電気工事に直接的に関わる「技術者」としての職務(施工管理等)経験を指します。営業、設計、測量、積算、入社後の研修、アルバイトは含めることができません。